

あんしんコミュニティ集合住宅認証制度実施要領

(目的)

第1条 この実施要領は、集合住宅の住民を含む地域住民相互の連帯意識を醸成するため、コミュニティ組織の形成に配慮された集合住宅を市が公的に認証するあんしんコミュニティ集合住宅認証制度（以下「認証制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(認証の対象)

第2条 認証制度の対象となる集合住宅は、次の各号のいずれかに該当する集合住宅とする。

- (1) 住戸の数が15戸以上の集合住宅
- (2) 一団の土地の区域その他これに類するものとして市長が認める土地の区域内に建築される複数の集合住宅について、それぞれの住戸の数の合計が、15戸以上である場合の当該複数の集合住宅
- (3) その他市長が別に定める集合住宅

2 前項の規定は、新たに建築する集合住宅及び既存の集合住宅に適用するものとする。

(認証の申請資格)

第3条 認証の申請ができる者は、前条で規定する集合住宅の建築主及び所有者とする。

(認証の申請)

第4条 認証を受けようとする者は、あんしんコミュニティ集合住宅認証申請書（様式第1号）により、あんしんコミュニティ集合住宅である旨の認証を市長に申請をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず市長が、この実施要領の規定による認証を受けることが不相当であると認める者は認証の申請をすることができない。

(認証基準)

第5条 市長は、コミュニティ組織が形成されていない集合住宅にかかる前条第1項の申請があった場合、次に掲げる基準に適合すると認められる集合住宅を認証することができる。

(1) コミュニティ形成促進計画書が作成され、下記の内容が盛り込まれていること。

ア 建築（新築に限る）、販売、賃貸又は管理を行う事業者ごとの当該集合住宅におけるコミュニティ組織の形成について、集合住宅の住民、町会その他の地域団体又は市との連絡に当たる者（以下、「コミュニティ担当者」という。）を設けている。

イ 当該集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の方法（ただし、集合住宅の存する区域の町会その他の地域団体と協議をしていること）

ウ 集合住宅の住民によるコミュニティ組織が形成されるまでの間の入居者への地域活動に関する情報提供の方法

エ その他、当該集合住宅におけるコミュニティ組織の形成につながる独自の取組

2 市長は、コミュニティ組織が既に形成されている集合住宅にかかる第4条第1項の認証の申請があった場合において、当該集合住宅において、コミュニティ組織が形成されていることを確認し、認証することができる。

(認証の通知等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、申請の内容について書類の閲覧、

集合住宅の存する区域の町会等地域団体からの聞き取りなど適切な方法により、調査・確認するものとする。

- 2 市長は前項の調査・確認を踏まえ、認証を決定し、申請した者に対し、あんしんコミュニティ集合住宅認証書（様式第2号）及び別に定める認証マークを交付するものとする。
- 3 市長は、前条の申請内容が認証基準に適合しないと判断するときは、その理由を付して、認証しない旨を申請した者に通知するものとする。

（認証決定の公表）

第7条 市長は、前条第2項で認証した集合住宅の実績を、金沢市のホームページ等において公表することができる。

（認証の表示）

第8条 認証を受けた者（以下、「認証者」という。）は、あんしんコミュニティ集合住宅の文字及び認証マークを当該集合住宅に掲示並びに販売、賃貸又は管理する際の印刷物等に表示することができるものとする。

- 2 文字及び認証マークの表示に要する経費は、認証者が負担するものとする。
- 3 市長は、文字及び認証マークの表示状況について、必要に応じて認証者に対し、報告を求めることができる。
- 4 市長は、認証の表示が不適切であると判断したときは、認証を取り消すとともに、文字及び認証マークの表示の中止を命じることができる。

（認証内容の変更）

第9条 認証者は、第4条第1項に基づき申請した内容に変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）が生じた場合又は、認証基準に適合しない状況に至ったときは、あんしんコミュニティ集合住宅認証変更申請書（様式第3号）により、遅滞なく市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告について、その内容が認証基準に著しく適合しないなど、認証の継続が不適当と判断したときは、認証を取り消すものとする。

（認証の取消し）

第10条 市長は、前条第2項及び次の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すものとする。ただし、認証者の責めに帰さない理由による場合はこの限りではない。

(1)虚偽の申請により認証を受けたとき。

(2)当該建築物を集合住宅の用途として使用しなくなったとき。

(3)その他制度の運用に重大な支障を来す行為又は認証制度の信用を著しく侵害する行為があったとき。

- 2 市長は、前項の規定により認証を取り消した場合は、速やかにその旨を認証者に通知するものとする。

（雑則）

第11条 この実施要領に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この実施要領は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者

住所

氏名

あんしんコミュニティ集合住宅認証申請書

1. 集合住宅の概要

名称							
所在地	金沢市						
区分	新築の建物	既存の建物	入居対象者	家族	単身者	学生	
	分譲	賃貸		その他()			
総住戸数	戸		階数	階建			
完成(予定)日	年	月	日	入居(予定)日	年	月	日

2. コミュニティ組織形成促進計画書

【コミュニティ組織が形成されていない集合住宅】

認証基準	内容
<p>コミュニティ担当者を設けます。</p> <p>新築の場合で、建築、販売、賃貸・管理の段階で担当者が異なる場合は、複数欄を記載してください。</p>	<p>担当する段階 建築 販売 賃貸・管理</p> <p>事業者名</p> <p>事業者住所</p> <p>担当者名 FAX</p> <hr/> <p>担当する段階 建築 販売 賃貸・管理</p> <p>事業者名</p> <p>事業者住所</p> <p>担当者名 FAX</p>
<p>集合住宅の住民によるコミュニティ組織は、次の方法により形成を促進します。</p>	<p>集合住宅の住民によるコミュニティ組織を形成するよう働きかける。</p> <p>既存のコミュニティ組織に加わるよう働きかける。</p>
<p>コミュニティ組織が形成される間、次の方法により、地域活動に関する情報等を提供します。</p>	
<p>その他コミュニティ組織の形成につながる独自の取組を次のとおり行います。</p>	

【コミュニティ組織が形成されている集合住宅】

<p>上記集合住宅のコミュニティ組織を確認しました。</p> <p>集合住宅のコミュニティ組織の名称</p> <p>確認者の役職・氏名</p>

添付書類 1. 集合住宅の付近見取図、配置図その他総住戸数を確認できるもの

2. 集合住宅の外観写真 1枚

あんしんコミュニティ集合住宅認証書

集合住宅の名称

所在地

あんしんコミュニティ集合住宅認証制度実施要領第 6 条の規定により、
上記の集合住宅を「あんしんコミュニティ集合住宅」として認証します

認証番号 第 号
認証年月日 年 月 日

金沢市長

印

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

（あて先）金沢市長

認証申請者住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称

あんしんコミュニティ集合住宅認証変更申請書

「あんしんコミュニティ集合住宅認証制度実施要領」第8条の規定により、下記のとおり
内容の変更を届出ます。

記

1．認証番号

2．変更内容及び変更理由

変更前	変更後	変更理由